



幼稚園

申込受付期間 11/1 金～11/15 金

幼稚園では、幼児の自発性、好奇心などを重視した遊びや体験を通して、幼児一人一人に寄りそった教育を展開し「生きる力」「共に生きる力」の基礎を育みます。更に、小学校へのスムーズな移行に取り組んでいます。

幼稚園名 (所在地)	電話	通園区域	定員
麻生幼稚園 (麻生 1147-1)	0299-72-0530	麻生地区	140人
北浦幼稚園 (繁昌 212)	0291-35-2038	北浦地区	70人
玉造幼稚園 (玉造甲 4175)	0299-55-0281	玉造地区	140人

令和元年10月1日

幼児教育・保育の無償化が始まりました

【対象・年齢】

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する4月1日時点で、満3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料（授業料）が無償化されます。

※授業料とは別に、通園送迎費、行事費、給食費などは、これまでどおり保護者の負担となります。

ただし、年収が360万円未満相当世帯の子ども、小学3年生以下の子どもから数えて第3子以降の子ども（1号認定の場合）、就学前から数えて第3子以降の子ども（2号認定の場合）は、給食の副食費（おかず・おやつ等）が免除されます。

【預かり保育を利用する方】

無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受けする必要があります。通園する園を経由して申請してください（「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件があります）。

※幼稚園や認定こども園の教育部分の利用に加え、1日450円まで（利用日数に応じて最大月額11,300円まで）の範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

◆受付時間

午前7時30分～午後5時（土・日・祝日除く）

◆申込先

各幼稚園へ提出書類を持参してください（持参困難な方は、学校教育課へお問い合わせください）。

◆応募資格

行方市に住所を有している幼児で

- 4歳児（平成27年4月2日～28年4月1日生まれ）
- 5歳児（平成26年4月2日～27年4月1日生まれ）

※本年9月1日現在、市内在住対象世帯には、保護者あてに入園申込案内を送付します。本年度入園している園児には、幼稚園から継続申込書等を配布します。

◆提出書類

- ①入園申込書
- ②支給認定申請書（新規入園者のみ）
- ③父母の令和元年度の市町村民税課税（非課税）証明書（平成31年1月2日以降に行方市に転入された方）

◆費用等

- ・利用料（授業料）は無償（令和元年10月1日より幼児教育・保育の無償化が始まりました）
- ・給食費、教材費等
※給食費については、要件に該当する場合は副食費が免除されます。
- ・通園送迎費（バス：玉造地区、タクシー：麻生・北浦地区）

◆教育時間と預かり保育について

教育時間の前後・長期休業中の預かり保育を実施しています。

- ・教育時間：午前8時30分～午後3時
 - ・預かり保育
 - ①朝の預かり保育：午前7時30分～午前8時30分
 - ②降園後保育エンゼル：午後3時～午後6時
 - ③長期休業中（夏休み、冬休み、春休み）：
午前7時30分～午後6時
- ※預かり保育の申し込みは、①が各幼稚園、②③はこども福祉課となります。



いろいろな遊び！
未就園児と幼稚園児がお店屋さんごっこ♪
(写真は玉造幼稚園)

【問い合わせ】学校教育課（北浦庁舎）
〒311-1792 行方市山田 2564 番地 10
☎ 0291-35-2111
FAX 0291-35-1785

幼稚園を親子で体験！

幼稚園に入園していないお子さんを対象に、各幼稚園で保育体験を実施します。あわせて教育内容の説明なども行います。お気軽にご参加ください。

実施日時 10/28 月～10/29 火
午前9時50分～午前11時（いずれか1日）

- 対象園児 上記募集対象児と同じ
- 実施会場 各幼稚園（麻生、北浦、玉造）
- 申し込み 各幼稚園まで電話または来園にて
- 申込締切 10月15日（火）
- その他 保険料50円、上履き持参（親子とも）



保育園・認定こども園

申込受付期間 11/ 1 金 ~ 11/ 15 金

行方市では、下記の内容で令和2年度保育園および認定こども園（保育園部分）の園児を募集します。

保育の利用を希望される方は、保育の必要性の認定および入園申し込みの手続きをしてください。

◆行方市内保育園一覧（令和元年 10月1日現在）

保育所名 (所在地)	電話	定員	受入年齢	開設時間 (平日)
子どもの家 ^{すみれ} の苑 (麻生 615-4)	0299-77-9790	30人	0歳（産休明け） ～6歳（就学前）	午前7時～ 午後6時 (午後7時まで 延長保育)
玉造第一保育園 (玉造乙 1027-1)	0299-55-3631	90人	0歳（6カ月） ～6歳（就学前）	
玉造第二保育園 (西蓮寺 481)	0299-56-0710	100人	0歳（6カ月） ～6歳（就学前）	
玉造第三保育園 (芹沢 1652-5)	0299-55-1224	90人	0歳（6カ月） ～6歳（就学前）	

◆行方市内認定こども園一覧（令和元年 10月1日現在）

施設名 (所在地)	電話	定員	受入年齢	開設時間 (平日)
麻生こども園 (麻生 3323-10)	0299-72-0522	105人 (保育園：90人) (幼稚園：15人)	0歳（6カ月） ～6歳（就学前） ※幼稚園は3歳～	午前7時～ 午後6時 (午後7時まで 延長保育)
龍翔寺こども園 (矢幡 2027-6)	0299-73-2340	130人 (保育園：100人) (幼稚園：30人)	0歳（6カ月） ～6歳（就学前） ※幼稚園は3歳～	
北浦こども園 (中根 309-1)	0291-35-3141	95人 (保育園：80人) (幼稚園：15人)	0歳（6カ月） ～6歳（就学前） ※幼稚園は3歳～	
認定こども園 のぞみ (山田 3418-1)	0291-35-2550	130人 (保育園：85人) (幼稚園：45人)	0歳（6カ月） ～6歳（就学前） ※幼稚園は3歳～	

※保育園と幼稚園では保育時間が異なりますので、直接施設へお問い合わせください。

※認定こども園の幼稚園部分（1号）へ入園希望の場合は、直接施設へお申し込みください。

◆利用者負担額（保育料）について

利用者負担額（保育料）は、世帯の状況により下記のとおり算定し、児童の年齢や保育の必要量に応じて決定します。

○4月～8月までの保育料：令和元年度市町村民税課税状況により算定

○9月～3月までの保育料：令和2年度市町村民税課税状況により算定

※利用者負担額（保育料）一覧は、市ホームページで確認できます。

※無償化対象になるのは、令和2年4月1日時点で3歳以上の児童です。

※無償化についての詳細は、市ホームページでご確認ください。

◆その他

・入園申し込みについては、「令和2年度保育施設利用申し込みのご案内」をご確認の上、お申し込みください。

・入所決定は申し込みの先着順ではありません。なお、定員がありますので、利用調整の結果、入所できない場合もあります。

【問い合わせ】こども福祉課子育て支援グループ(玉造庁舎)

〒311-3512 行方市玉造甲 404

☎ 0299-55-0111 FAX 0299-55-0110

◆受付時間

午前8時30分～午後5時（土・日・祝日除く）

※ただし、11月14日（木）は、玉造庁舎のみ午後7時まで受け付けます。

◆入所対象

保護者の就労状況等により保育を必要とする0歳から6歳（就学前）までの児童

※ただし、入所の要件により入所期間が限定されることがあります。

◆提出書類

①保育園入園申込書・支給認定申請書（2号・3号認定用）

②家庭状況調査票

③就労（予定）証明書等

④児童の状況について

⑤保育所（園）等の利用に関する同意書

⑥平成31年1月2日以降に行方市へ転入された方：

「令和元年度市町村民税課税証明書」（父母分）

※その他家庭の状況に応じて、必要書類を提出していただく場合があります。

※①・②・③・④・⑤は全てそろわないと受付できません。

※⑥は該当世帯のみ①から⑤の書類と共に提出してください。

◆入園申込書類の配布および入園申込書受付先

行方市役所

玉造庁舎こども福祉課 子育て支援G

☎ 0299-55-0111

麻生庁舎総合窓口室

☎ 0299-72-0811

北浦庁舎総合窓口室

☎ 0291-35-2111

※申込書類については、10月上旬頃から各庁舎にて配布する予定です。

◆施設利用のための支給認定区分

○1号認定（教育標準時間認定）

※幼稚園、認定こども園（幼稚部）の利用が可能
満3歳以上で、教育のみを希望していて保育の必要のない児童

○2号認定（保育認定）

※保育園、認定こども園（保育部）の利用が可能
満3歳以上で、保護者の就労等により保育を必要とする児童

○3号認定（保育認定）

※保育園、認定こども園（保育部）の利用が可能
満3歳未満で、保護者の就労等により保育を必要とする児童



「飼い犬の登録」と「狂犬病予防注射」の実施について 追加集合注射

令和元年度の飼い犬の登録と狂犬病予防注射（追加集合注射）を次の日程で実施します。

生後 91 日以上の子犬は、狂犬病予防法により「登録」と「狂犬病予防注射」が義務づけられています。

室内小型犬や猟犬も例外ではありません。全ての犬が対象です。愛犬と一緒に都合の良い会場へお越しください。

毎年忘れずに
受けさせて
ワン！



○日程表

実施日	時間	会場
11月16日 (土)	9:00～9:15	要地区館
	9:25～9:40	西浦地区学習センター
	9:50～10:05	島並農村集落センター
	10:15～10:30	行方市役所 麻生庁舎
	10:45～11:00	太田地区館
	11:10～11:25	大和地区館
	11:35～11:50	繁昌地区学習センター
11月17日 (日)	12:00～12:15	行方市役所 北浦庁舎
	9:00～9:15	玉川地区学習センター
	9:25～9:40	手賀地区学習センター
	9:50～10:05	行方市役所 玉造庁舎
	10:15～10:30	羽生地区学習センター
	10:45～11:00	中山消防機庫
	11:10～11:25	小貫地区学習センター
11:35～11:50	武田地区館	

○登録料等

	登録済み	未登録
登録手数料	—	2,000円
注射済証料	350円	350円
予防注射料金	3,000円	3,000円
計	3,350円	5,350円

○犬の登録は生涯1回

平成7年4月1日以降に済ませた登録は、その犬の生涯にわたって有効で、毎年登録する必要はありません。

○狂犬病予防注射は、毎年1回受けなければなりません。

○届け出は環境課へ

登録犬が死亡したり、所在地や所有者に変更があったときは届け出をしてください。

【問い合わせ】

環境課（北浦庁舎） ☎0291-35-2111

※予防注射は開業獣医師宅でも受けられます。

☆犬は家族の一員です。愛犬のためにも放し飼いはやめて、散歩の時は引き綱をつけ、排せつ物は必ず持ち帰りましょう。

10月は、飼い主マナー向上推進月間です

マナーを守って、愛犬とともに住みよいまちづくりを。

飼い犬を放していませんか？ ～夜間に犬が徘徊し、地域の方に迷惑をかけています。～

夜間に犬を放している方がいるようです。放し飼いは飼い主の知らないところで他人に迷惑をかけています。集積所のゴミを荒らす。畑を荒す。野犬を繁殖させる。ふんはそのまま…。早朝、突然犬に遭遇し怖かった…という声も寄せられました。

必ずリードを付け、ふんの持ち帰りの袋とスコップを用意して、愛犬と「散歩」をしましょう。散歩をして、飼い犬の健康管理や信頼関係を築きましょう。

野犬用の捕獲器を設置することがあります。首輪のついた犬が捕獲されることも…。鑑札が無い場合は住所や飼い主が特定できず、そのまま飼い主不明犬となってしまいます。愛犬は家族の一員です。必ず登録し、責任をもって飼いましょう。



簡単に犬・猫を捨てていませんか？

犬や猫の命も動物愛護法で守られています。「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部」が改正され、令和元年6月に公布されました。その中には動物虐待に対する罰則の引き上げがあり、

殺傷：懲役2年→5年、罰金200万円→500万円

虐待・遺棄：罰金100万円→懲役1年、罰金100万円 となりました。

犬や猫も尊い命です。無計画な繁殖をし不幸な命をつくらないために、避妊・去勢の手術を受けましょう。

11月5日からスタート!

住民票とマイナンバーカードに旧姓(旧氏)が併記できます

【問い合わせ】総合窓口課(玉造庁舎) ☎0299-55-0111

11月5日(火)から、住民票とマイナンバーカードに旧姓(旧氏)が併記できるようになります。旧氏の併記を希望される方は、総合窓口課までお問い合わせください。

【法務省ホームページ】

○住民票、マイナンバーカード等への旧氏の記載等について

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/daityo/kyuuji.html

第5回行方レシピコンテスト開催

【問い合わせ】なめがたブランド戦略会議(農林水産課ブランド戦略室内) ☎0291-35-3114

今回のテーマは「豚肉」。簡単でおいしい自慢のレシピをぜひご応募ください。

▶**応募方法** Web上の行方レシピコンテスト応募フォームより応募(完成写真、レシピタイトル、材料、作り方、レシピのポイント等を記入)。

【URL】http://namegata.mypl.net/article/recipe_namegata/29190
(または「行方レシピコンテスト」で検索)

▶**募集締切** 10月31日(木)

※詳しくは、市ホームページおよび「なめがた日和」ポータルサイトにてご確認ください。



茨城かんしょトッパーナー産地拡大事業のお知らせ

【問い合わせ】茨城県鹿行農林事務所企画調整課
農林水産課(北浦庁舎)

☎0291-33-6285

☎0291-35-2111

かんしょは、近年、国内外で需要が拡大しています。一方で、県内のかんしょ加工業者は、本県産だけでは原材料を充足できず、他県産を購入して対応している状況です。そこで県ではかんしょの生産拡大を図るため、かんしょ生産農地の確保を促進します。事業に関心のある方は上記までお問い合わせください。

▶事業内容

(1) 荒廃農地等を活用したかんしょ生産農地確保の取組に対する補助

○補助先：荒廃農地等を再生するかんしょ農家、農業者団体

○補助対象：荒廃農地等の再生に係る費用

○補助率：2/3(上限100,000円/10a)

※樹木の抜根が必要な場合には、当該経費の2/3(上限150,000円/10a)を加算

(2) 規模拡大のための農地貸付協力金

○交付先：かんしょ農家に農地(20a以上)を貸し出す農家

○交付額：定額15,000円/10a

※(1)と(2)の支援内容につきましては、今後、内容等が変更になることもありますので、あらかじめご了承ください。



ご注意ください!

10月1日から、ごみ袋が新しくなりました

【問い合わせ】環境課（北浦庁舎） ☎0291-35-2111

今月から集積所に出される家庭ごみは、新しいごみ袋のみでの回収になりました。従って、古いごみ袋では回収されません。

集積所に古いごみ袋や指定ごみ袋以外で出されたごみは、地区で対応していただくことになります。地域の方々にご迷惑をおかけすることになりますので、くれぐれもご注意ください。

皆さまのご理解とご協力をお願いします。

行方市麻生衛生センター（し尿処理施設）からのお願い

【問い合わせ】環境課（北浦庁舎） ☎0291-35-2111

本施設の年間総搬入量は、近年 8,000kl 弱で推移していますが、生活様式等の変化に伴い、年々浄化槽汚泥が増える傾向が続き、繁忙期には処理能力以上の運転を強いられる状況にあります（処理能力 24kl/日：し尿 17kl/日、浄化槽汚泥 7kl/日）。

また、今年で 25 年目を迎える施設であり、機械設備・器具等の老朽化が進み、維持管理費の増大が懸念されます。

年末に入りますと大変混み合いますので、施設の安定稼働、負担軽減および長寿命化のためにも、お早めに、し尿処理業者へ依頼されるようご協力をお願いします。

正しい軽油を使いましょう

【問い合わせ】茨城県行方県税事務所課税第一課 ☎0299-72-0483

自動車や各種機械の燃料として使用される軽油の購入代金には、軽油引取税という地方（県）税が含まれており、皆さまの暮らしを支える貴重な財源となっています。

灯油や重油等をそのままディーゼル車の燃料として使用したり、これらと混和した軽油を使用することは、軽油引取税を免れるための脱税行為であり、悪質な犯罪です。

また、不良燃料の使用は不完全燃焼を起こし、故障の原因となるだけでなく、その排気ガスによって地域の皆さまに迷惑をかけ、環境にも悪い影響を与えます。

豊かな自然環境を守り、住みよい郷土をつくるためにも、正しい軽油を使いましょう。

詳しいことについては、県税事務所にお尋ねください。その他不正軽油に関する情報についても、県税事務所までお寄せください。

5 **億**円

ハロウィン
ジャンボ

1等前後賞合わせて5億円
1等3億円、前後賞各1億円

大当たり
シャッフル
シャッフル
シャッフル

当せんのチャンス広がる

3 **千万**円

ハロウィン
ジャンボ

1等前後賞合わせて3,000万円
1等2,000万円、前後賞各500万円

9月24日(火) 各1枚**300**円
2種類同時発売!

クーちゃん

発売期間●9月24日(火)~10月18日(金)

★この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。★宝くじは、ぜひ茨城県内でご購入願います。

宝くじに関するお問合わせ / 03-3535-9033[みずほ銀行] 公益財団法人 茨城県市町村振興協会

広告

消費税法一部改正に伴うお知らせ

【問い合わせ】水道課（泉配水場） ☎0299-55-1108
下水道課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

令和元年11月分から、上下水道料金にかかる消費税および地方消費税率が10%となります。
市民の皆さまのご理解とご協力をよろしく申し上げます。

募集します！

「行方市庁舎建設市民会議」委員公募のお知らせ

【問い合わせ】政策推進室（麻生庁舎） ☎0299-72-0811

本市における新庁舎の建設を検討するにあたり、広く市民の皆さんの意見を反映させるために、「行方市庁舎建設市民会議」を設置します。市民会議の委員は、市議会、学識経験者、各種団体の代表者のほか、市民の皆さまから募集します。

本市の未来をつくる新庁舎を建設するために、ぜひあなたのご意見をお聞かせください。

▶募集期間 10月1日（火）～10月28日（月）

▶応募資格（次の4項目すべてに該当する方）

①市内に在住する満18歳以上の方（2019年4月1日現在。高校生は除きます）

②国または地方公共団体の議会議員もしくは常勤の公務員でない方

③開催予定の会議にほぼ出席できる方（会議時間は基本的に平日の日中開催予定）

④新庁舎建設を前提に活発な議論ができる方

※男女共同参画社会の推進の視点から、女性の方の積極的な応募をお待ちしています。

▶募集人員 6人 ※麻生・北浦・玉造地区から各2人を募集します。

※応募多数の場合は、抽選により決定します。抽選日は後日応募者にご案内します。

▶任期 委嘱日より令和3年3月31日まで

▶応募方法 指定の応募用紙に必要事項を明記の上、下記の応募先に郵送、FAX、電子メールまたは直接政策推進室へ持参してください。

▶応募用紙 市のホームページからダウンロードしていただくか、連絡をいただければ送付します。

▶応募先 行方市役所政策推進室（麻生庁舎2階）

〒311-3892 行方市麻生1561-9 麻生庁舎

☎0299-72-0811 FAX 0299-72-2174

E-mail name-suishin@city.namegata.lg.jp

▶申込締切 10月28日（月）午後5時まで



宝くじ公式サイトで
宝くじを購入できる
ようになりました！

宝くじ公式サイトはコチラから



お得な特典、便利なサービスいろいろ！宝くじ公式サイト会員登録ステップ

STEP1

「宝くじ公式サイト」を検索！
メールアドレスの登録
（仮登録）

「宝くじ公式サイト」を検索して、
宝くじサイトの
新規会員登録ページで
メールアドレスを
登録（仮登録）します。

STEP2 会員情報の入力（会員登録）

- ① 入力いただいたメールアドレス宛に、
メールが届きます。
- ② メールに記載されている
会員登録用のURLをクリックします。
- ③ 画面に従って、氏名や生年月日等の情報を
入力いただくと新規会員登録が完了します。



宝くじ売り場でポイントをためる/つかうための手続きは以上で完了
宝くじ公式サイトでのネット購入をご利用の方は、
引き続き次のSTEP3の手続きをお願いします。

STEP3 決済情報の入力

ネット購入をご利用される方は、
宝くじを購入するための
「クレジットカード情報」および
当せん金のお受け取りに利用する
「口座情報」をご登録ください。

以上で、カンタン・便利な宝くじの
「ネット購入」がご利用
いただけるようになります！

本件に関する お問い合わせ先 宝くじコールセンター TEL 0570-01-1192（ナビダイヤル 有料） TEL 011-330-0777（有料）
受付時間 10:30～18:30（土・日・祝日、年末年始を除く）※電話番号を十分ご確認の上、おかけ間違いのないようお願いいたします。

年金事務所からのお知らせ

年金生活者支援給付金制度がはじまります

【問い合わせ】 国保年金課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには**請求書の提出**が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

▶対象となる方

◆老齢基礎年金を受給している方（以下の要件をすべて満たしている必要があります）

- ・65歳以上である
- ・世帯員全員の市町村民税が非課税となっている
- ・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

◆障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方（以下の要件を満たしている必要があります）

- ・前年の所得額が約462万円以下である

▶請求手続き

①平成31年4月1日以前から年金を受給している方

対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内が9月上旬から順次届きます。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）を記入し提出してください。

②平成31年4月2日以降に年金を受給しはじめた方

年金の請求手続きと併せて、年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

▶日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料など金銭を求めことはありません。

※年金生活者支援給付金のご請求でお困りになった時には、お電話ください。

給付金専用ダイヤル ☎0570-05-4092（ナビダイヤル）



全国家計構造調査にご協力をお願いします

【問い合わせ】 情報政策課（麻生庁舎） ☎0299-72-0811

一人ひとりの回答が、明るい未来の礎になる。

2019年

全国家計構造調査

——— 今を知り 明日をみつめる 暮らしの統計 ———

実施期間 **10月・11月** | 全国約90,000世帯の方を対象に、調査員が家計簿等の調査票を配布・回収いたします。調査員が伺いましたらご回答をお願いいたします。

全国家計構造調査 <https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2019/> 全国家計構造調査 検索

今月の税金等

- 市・県民税 第3期 ○国民健康保険税 第4期
 - 介護保険料 第4期 ○後期高齢者医療保険料 第4期
- 納付期限（口座振替日）は10月31日です。

納期限内の納税にご協力ください！

納税義務

税金は、納期限までに皆さまが自主的に納めていただくものです。このことを**自主納税制度**といい、税金本来の姿です。また、保険料の納入も同じ扱いとなります。

市税の滞納

納期限までに納めないことを滞納といいます。

法令などにより、税金を滞納すると督促状が送付され、本来納めるべき本税額のほかに、**延滞金等を納めなくてはなりません。**

延滞金

決定延滞金は、納期限の翌日から1カ月以内の期間は年2.6%、その後の期間は年8.9%の割合で計算されます（※）。

※平成31年1月1日以降の割合です。

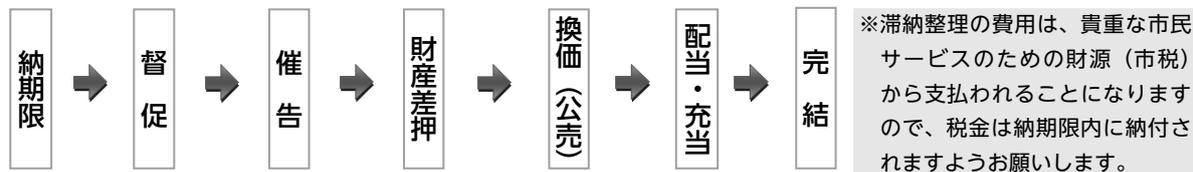
※延滞金は、平成26年1月1日以後、特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合（納期限の翌日から1カ月を経過するまでの期間は特例基準割合に年1%を加算した割合。ただし、この割合が7.3%を超える場合は年7.3%の割合）で計算されます。なお、以前の延滞金率はお問い合わせください。

滞納処分

市税を滞納したまま督促・催告しても完納されない場合には、納期限内に納付されている納税者の皆さまとの公平を保つため、その人の財産（給与、預貯金、保険、不動産等）について差押処分を執行しなければなりません。

差し押さえた後も納付していただけない場合は、差押財産を換価（取立て、公売等）して滞納市税へ配当する手続きを行うこととなります。この一連の手続きを**滞納処分**といいます。

滞納整理の流れ



茨城租税債権管理機構による不動産公売案内

茨城租税債権管理機構では、一般の方も参加できる入札により不動産を公売しますので、ぜひ参加してみたいかですか。下記のホームページにアクセスしていただければ、詳しい内容がご覧いただけます。ご質問等がございましたら、茨城租税債権管理機構までご連絡ください。

◆公売日時 12月3日（火）午後1時20分～午後2時 ※午後0時50分受付開始

◆公売場所 茨城県水戸合同庁舎2階大会議室（水戸市柵町1-3-1）

◆公売対象不動産

売却区分番号	所在および地番	地目（現況）	地積（㎡）	見積金額（円）	公売保証金（円）
31-58	行戸190番、191番1、191番2、191番3、191番4、192番、193番、195番2 合計8筆	畑、山林、原野	合計13,283㎡	3,440,000	350,000

■農地法の許可を必要とする農地（田・畑）の公売参加には、行方市農業委員会の発行する「買受適格証明書」の提出が必要となります。証明書の交付申請の手続等については、事前に行方市農業委員会事務局（北浦庁舎1階 ☎0291-35-2111）へお問い合わせの上、証明書発行等を受けてください。締め切りは11月8日（金）です。

■公売日直前に、滞納税の完納などで中止になる場合がありますので、入札参加前に公売実施の有無を茨城租税債権管理機構でご確認ください。

【問い合わせ】茨城租税債権管理機構 ☎029-225-1221 FAX 029-225-1600
ホームページ <http://www.ibaraki-sozei.jp/>